

三朝町温泉配湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

三朝町長

三朝町条例第24号

三朝町温泉配湯条例の一部を改正する条例

三朝町温泉配湯条例（平成23年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(配湯の対象施設)</p> <p>第5条 第3条第1号の方法により行う配湯の対象となる施設は、次に掲げるもので町長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 法人が運営する福利厚生施設のうち、規則で定める要件を満たすもの（以下「保養所」という。）</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>別表（第12条関係）</p>	<p>(配湯の対象施設)</p> <p>第5条 第3条第1号の方法により行う配湯の対象となる施設は、次に掲げるもので町長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>別表（第12条関係）</p>

使用料金			
区分	基本料金（1月当たり）		基本湯量を 超える超過 料金 1立方メー トルにつき
	基本湯量 （立方メー トル）	料金	
略			
老人福祉施設	50	20,000円	250円
保養所	50	20,000円	250円
略			

使用料金			
区分	基本料金（1月当たり）		基本湯量を 超える超過 料金 1立方メー トルにつき
	基本湯量 （立方メー トル）	料金	
略			
老人福祉施設	50	20,000円	250円
略			

附 則
この条例は、平成31年1月1日から施行する。